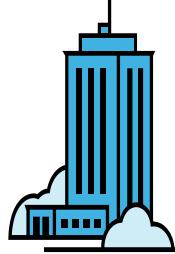


■第三計画期間の削減義務率が27%の事業所の場合



(例)

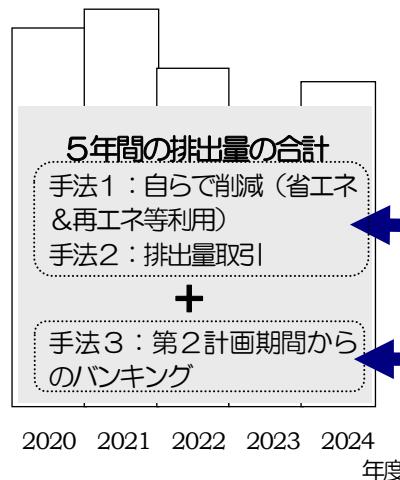
- 基準排出量：10,000トン/年
(2002～2007年度のうち、いずれか連続する3か年度の年度排出量の平均値で設定)
- 第三計画期間の削減義務率：27%

〔総量削減義務履行の状態〕

第三計画期間5年間の排出可能上限量				
36,500トン				
(7,300トン/年(10,000トン/年 × ▲27%) × 5年間)				

(削減計画期間：5年間)

削減義務履行



1. 自らで削減

【省エネ対策】

- 高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

その他ガス削減量の利用も可能

【再エネ等の利用】

- 「低炭素電力・熱の供給事業者を選択する仕組み」

事業所からの「低炭素電力・熱の供給事業者の選択」を推進するため、事業所が選択した電力・熱の事業者の排出係数の違いを、事業所の排出量算定に反映させることができる仕組み

2. 排出量取引

①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、削減義務量を超えて削減した量
(基準排出量の1/2を超えない範囲のものに限る。)

②都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

③再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値

④都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量

⑤埼玉連携クレジット（その他削減量）

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県の超過削減量
及び県内中小クレジット

3. 第二計画期間からのバンキング

第二計画期間の超過削減量やクレジットを、第三計画期間の削減義務に利用することができる。